

第4章 環境配慮事項

4.1 地域の環境特性

「環境配慮指針」（平成11年6月1日広島市公告(最終改定：平成19年10月1日)）では、「広島市環境影響評価条例」（平成11年3月31日広島市条例第30号(最終改定：平成27年3月13日広島市条例第22号)）第35条第2項の規定により読み替えて適用される第4条の規定に基づき、都市計画決定権者が都市計画対象事業を計画するに当たり、環境の保全について事前に配慮するための必要な事項を定めている。

本事業の環境配慮事項を検討するに当たり、地域の環境特性は、環境配慮指針を参考に把握することとした。環境配慮指針によると、本事業の実施区域は、「西風新都地域」及び「デルタの周辺地域」に該当し、これらの地域の環境特性は表4.1.1に示すとおりとされている。

表4.1.1(1) 地域の環境特性（西風新都地域）

項目	環境特性
ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	<ul style="list-style-type: none">○ 都心部の一極集中を避けるために、職住近接を目指した都市づくりの過程にある。○ 幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。○ 石内川の水質は改善傾向にあるが、大塚川の水質は改善傾向がみられない。○ 奥畑川は、良好な水質を保持している。
イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	<ul style="list-style-type: none">○ 広域的な都市建設が進められており、山林が大きく減少している。○ 大規模な地形改変に伴い、土砂の流出の増大や水源かん養機能の低下が懸念される。○ 開発事業により、山林が大きく減少し、残存するアカマツ林では松枯れが進行している。○ ギフチョウなど貴重な生物の生息域となっているが、開発事業による生息地の分断が進んでいる。○ 神原のシダレザクラは、県天然記念物に指定されている。○ 白山八幡神社には、貴重な巨樹群落が見られる。
ウ 人と自然との豊かな触れ合い	<ul style="list-style-type: none">○ 都市景観に配慮された建物配置、土地利用が図られている。また、一部の住宅地では電線が地中化されている。○ 大茶白山から窓ヶ山にかけて中国自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されている。○ 奥畑川では、地元住民によるゲンジボタルの保護が図られている。

表 4.1.1(2) 地域の環境特性（デルタの周辺地域）

項 目	環境特性
ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な住宅団地が近接して存在し、団地からの自家用車により、幹線道路及びその周辺道路では時間帯によって、交通渋滞が発生している。 ○ 幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。
イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ デルタを取り囲む山なみは、都市景観の重要な要素となっており、ともに都心の緑地に野生生物が移動する中継的な役割を担うと考えられる。 ○ 山地部のアカマツ林では、松枯れが進行しているが、一部では回復している。 ○ 二葉山緑地、牛田緑地、浅野山緑地及び三滝緑地には自然林が残されている。 ○ 特に、二葉山には、シリブカガシが優先する常緑広葉樹林が発達している。 ○ 三瀧寺付近の溪流は、貴重な植物が生育している。 ○ 都市周辺では珍しく、ギフチョウ等貴重な生物の生息域となっている。
ウ 人と自然との豊かな触れ合い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 牛田地域の不動院金堂は国宝に、また、二葉山麓の國前寺は国の重要文化財に、広島東照宮は市の重要有形文化財に、三滝山の三瀧寺は県の重要文化財に、それぞれ指定されている。 ○ 不動院から東山町の才蔵寺に至る歴史の散歩道には、由緒ある神社・仏閣が連なり、歴史的資源が豊富である。 ○ 牛田緑地は、都心に近接しながらも豊かな緑に恵まれ、身近なハイキングの場や野鳥観察の場として市民に利用されている。 ○ 牛田山の南斜面には、県史跡である牛田の弥生文化時代の墳墓が存在している。 ○ 三瀧寺付近は、自然との触れ合いの場として市民に利用されている。 ○ 鈴が峰憩いの森及び鬼が城緑地は憩いの場として、大茶臼山は野鳥の観察など自然に親しむ場として市民に利用されている。 ○ 太田川流域は、野鳥の飛来地域となっており、市民の野鳥観察の場となっている。

4.2 事業別の環境配慮事項

環境配慮指針によると、本事業は「交通系の事業」に該当し、その「交通系の事業」の環境配慮事項は、表 4.2.1 に示すとおりとされている。

表 4.2.1 事業別の環境配慮事項

項 目	環境特性
1 共通項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業地や路線の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、周辺の土地利用や公共交通機関等の各種都市基盤の整備状況との整合を図る。 ○ 自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴う事業、歴史的文化的資源の保存に著しい影響を及ぼすような事業はできるだけ避ける。 ○ 施設の建設等に当たっては、廃棄物の3R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行うとともに、再生資源の利用や長寿命型及び省エネルギー型設備及び建築物の導入により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努める。 ○ 地域の水循環の保全やヒートアイランド現象の緩和のため、できるだけ自然の地表面や緑地を保全するとともに、舗装に当たっては、コンクリート等による被覆をできるだけ少なくする工夫や、透水性舗装等の雨水を地下に浸透しやすい設備の設置に努める。
2 交通系の事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路、鉄道等の路線の設定に当たっては、将来の土地利用の変化を想定した適切な設定を行う。また、生物の生息・生育空間を分断することのないように配慮する。 ○ 都市内交通体系の整備に当たっては、計画的かつ効率的な推進を図り、交通渋滞の緩和による温室効果ガス排出量の削減など、環境への負荷の低減に努める。 ○ 必要に応じて、緑地帯等の緩衝施設帯や遮音壁の設置、低騒音舗装の施工を行うなど、周辺的生活環境への影響を緩和する。 ○ 高架構造とする場合は、電波障害や日照への著しい影響が生じないように配慮する。 ○ 構造物の周囲の緑化や色彩、デザインに配慮するなど、良好な景観形成に資するように配慮する。

4.3 本事業の環境配慮事項

環境配慮指針に基づく「地域の環境特性」及び「事業別の環境配慮事項」を考慮し、本事業の環境配慮事項を検討した結果は表 4.3.1 に示すとおりである。

表 4.3.1 本事業の環境配慮事項

項 目		環境配慮事項
基本的配慮	改変面積の最小化	○ 土地の改変や樹木等の伐採を最小限とする。
	建設工事に係る配慮	○ 事業計画地周辺における工事の実施に伴う大気質、粉じん、騒音等により、周辺生活環境に著しい影響が生じないように必要に応じて工事用仮囲いを設置する。 ○ 建設機械については、排ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械を採用し、事業計画地周辺の生活環境に著しい影響が生じないように配慮する。 ○ 建設発生土の事業計画地内での再利用や工事用車両の運行計画の効率化を図ることで工事用車両の走行台数を削減し、工事用車両の走行による大気質、騒音及び振動により、周辺生活環境に著しい影響が生じないように配慮する。 ○ 建設発生土の事業計画地内での再利用に努める。 ○ 工事計画の策定に当たっては、建設発生土の事業計画地内での再利用や工事用車両の運行計画の効率化を図ることで工事用車両の走行台数を削減し、周辺の交通渋滞の緩和等により温室効果ガス排出量の削減に努める。
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	環境への負荷の低減	○ 高架構造物には遮音壁（壁高欄）の設置を行い、車両の走行による騒音の低減を図り、周辺生活環境への影響の緩和に努める。 ○ 高架構造物による日照障害や電波障害等による著しい影響が生じないように配慮した事業計画の策定に努める。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	影響の回避・低減	○ 保全すべき貴重・希少な動植物への影響を回避するため、可能な限り現況の保全に努める。
	修復・代償的措置	○ 保全すべき貴重・希少な動植物の生息・生育する地域を改変する場合には、移植等の適切な措置を講じる。
人と自然との豊かな触れ合い	美しい都市景観・農村景観の保全・創造	○ 高架構造物の色彩やデザインに配慮し、周辺の良好な景観形成に資するような事業計画の策定に努める。
	自然と触れ合える場の保全・創造	○ 工事中に改変を行うそらの中央公園については、工事完了後に実施前と同等に回復する。
環境への負荷（地球環境の保全）	二酸化炭素の排出量の抑制	○ 駅舎の冷暖房設備や照明設備等については、省エネルギー型の機器等を採用し、エネルギーの効率的な利用に努める。
	廃棄物の再利用	○ 工事の実施に伴う廃棄物（木くず、コンクリートガラ等）は、発生抑制、再利用、再資源化について適切な措置を講じる。 ○ 駅舎から排出される廃棄物は、分別収集するなど、リサイクルの促進に努める。